

議案第90号

備前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

備前市長 田 原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

備前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成26年備前市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第24条第5号及び第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号参考資料
備前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第24条 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法に基づく短期大学(同法)に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(同法)の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法)に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法)に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(同法)の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法)に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7)～(10) (略)</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第24条 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法に基づく短期大学_____又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した_____後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学_____又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した_____後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7)～(10) (略)</p>